

令和4年12月13日

「副業制度」の導入について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、職員が就業時間外に副業を行える環境を整備しましたのでお知らせいたします。

職員が副業を通じ、さまざまな経験、高度な専門性やスキル、人脈・ネットワークを得ることが、当行の成長、地域の発展に繋がるとの考えに基づき、今般「副業制度」を導入いたします。

記

1. 副業制度の目的

- ・職員が保有する能力や特技を地域住民等へ提供することで、地域経済の活性化に貢献するとともにスキルや経験を得ることで本業での付加価値向上につなげることを目指す。
- ・副業により、職員の多様な価値観・キャリアに合わせた働き方を可能とすることで、職員のエンゲージメントを高めることを目的とする。

2. 副業制度の概要

(1) 対象者

臨時職員を含む全職員

(2) 副業が可能な形態

「個人で起業した事業」、「業務委託契約に基づいて行う業務」、「親族が実施する事業」などただし、副業先と雇用契約を結ぶものは対象外とする。

※例えば、「中小企業診断士など保有資格を生かした講義や講演」、「地域の学校・スポーツ少年団等のコーチ・審判」、「自作品（装飾品・絵画・写真等）の販売、音楽活動」、「Web デザイナー、YouTuber」など

3. 実施日

令和5年1月1日

以上

(ご参考) 当行のSDGsへの取組状況については、
ホームページで公開しております。

(<https://www.tokugin.co.jp/about/region/sdgs.html>)

